

社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、モニタリング技術について、維持管理等に対するニーズを踏まえたIT等の先端的技術の適用性等の検討を行い、インフラでの実証等により検証するにあたり、専門的な見地から助言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員長及び委員は、学識経験のある者のうちから、技術総括審議官が委嘱する。

2 委員会の専門委員は、特定の分野について実務経験や知識の豊富な者のうちから、技術総括審議官が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

(委員会の議事)

第7条 委員会の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の資料及び議事概要は、委員の確認を得た上で、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、国土交通省大臣官房技術調査課、公共事業調査室及び総合政策局技術政策課が共同で処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。